

JPモルガン・グランド・アセット・アロケーション

追加型投信／内外／資産複合

2025.4.21

この目論見書により行うJPモルガン・グランド・アセット・アロケーション(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月4日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年4月20日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
設立年月日 1990年10月18日
資本金 2,218百万円(2025年2月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額
59,531億円(2025年2月末現在)

照会先

TEL：03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してまいりますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(資産配分変更型 (債券、株式))))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：http://www.toushin.or.jp/

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国の債券および株式を実質的な主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*債券および株式への投資は、上場投資信託証券を通じて行う場合があります。また、不動産等もしくは金を主要投資対象とする上場投資信託証券、または不動産等もしくは金を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。なお、「上場投資信託証券」とは、投資信託証券のうち国内外の取引所に上場されているものをいいます。不動産等または不動産等を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を以下「リート」といい、金または金を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を以下「金関連のETF」といいます。「投資信託証券」とは、金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号ならびに金融商品取引法第2条第2項各号に規定する有価証券に規定するものをいいます。

ファンドの特色

1 主として日本を含む世界各国の債券、株式に分散して投資し、長期的な市場見通しに基づき基本となる資産配分を決定し、その後市場環境等に応じて当該資産配分の比率を機動的に随時調整します。

<運用プロセス>

●基本資産配分の決定

J. P. モルガン・アセット・マネジメントが独自に策定する長期的な市場見通し(LTCMA*)に基づき、債券、株式等の各アセットクラス(投資対象の分類)への基本資産配分の比率を決定します。

*「Long-Term Capital Market Assumptions」の略称で、概ね10年から15年の市場見通しをいいます。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

●機動的資産配分の決定

構築された基本資産配分に対し、グローバルの景気サイクルや各アセットクラスの収益などの様々な要素を考慮し、当該基本資産配分の比率をきめ細かく調整します。

●運用戦略の決定

主として、J. P. モルガン・アセット・マネジメントの多様な運用戦略*の中から、各アセットクラスへの投資に適した運用戦略を選出します。

*J. P. モルガン・アセット・マネジメント以外の運用会社の運用戦略を採用する場合があります。

<アセットクラスの例>

投資適格債券

先進国株式

ハイ・イールド債券

新興国株式

(注)上記のアセットクラスが組入れられない場合や上記以外のアセットクラスが組入れられる場合があります。

「ハイ・イールド債券」とは、当該債券の格付*1が、BB+格*2またはBa1格*3以下のものをいいます。格付が低い半面、格付が高い債券と比較して利回りが高い特徴があります。

「投資適格債券」とは、当該債券の格付が、BBB-格*2またはBaa3格*3以上のものをいいます。

*1「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・レーティングス(ムーディーズ社)等の格付機関が付与します。

*2 S&P社*4の場合

*3 ムーディーズ社*4の場合

*4 当該格付機関のグループ会社を含みます。

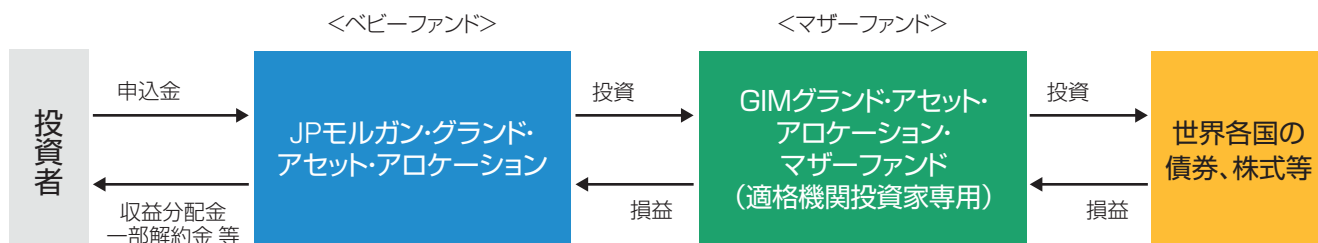
先進国株式または新興国株式においては、中小型株式を投資対象とする場合があります。「先進国」とは、国内経済が大きく発展していると判断される国のことをいいます。「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国のことをいいます。「中小型株式」とは、相対的に時価総額が中小型規模の株式のことをいいます。

運用委託先が、債券および株式への投資が困難と判断する場合ならびに運用上効率的と判断する場合は、上場投資信託証券に投資する場合があります。運用委託先は、後記ファンドの特色4をご参照ください。

2 J. P. モルガン・アセット・マネジメントの市場見通しに基づき、適時為替ヘッジを行う場合があります。このため、投資する外貨建て資産の通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

4 J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)に運用を委託します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

年1回の決算時(5月28日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

2. 投資リスク

**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。**

基準価額の変動要因

ファンドは、主に日本を含む世界各国の債券、株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
株価等の 変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。 ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。 リートの価格は、その保有する不動産自体の収益性の悪化、不動産取得資金の借入れ金利の上昇による収益性の悪化等の影響を受け、変動することがあります。 金関連のETFの価格は、政治・経済情勢、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。
為替変動リスク	為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。ファンドは、為替ヘッジを適時行いますが、ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。
ハイ・イールド債券 の投資に伴う リスク	ハイ・イールド債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性質を持つとともに、政治・経済情勢、発行会社の業績等の影響を受けて価格が変動する株式に類似した特質を併せ有しています。このため、ハイ・イールド債券の価格は、格付が高い債券に比べて、株式と同様の要因による影響をより強く受け、変動・下落することがあります。また、ハイ・イールド債券は、格付が高い債券に比べて、前記の信用リスクが高いため、当該債券の価格がより大きく変動・下落することがあります。
カントリーリスク	新興国に投資した場合は以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 ● 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、有価証券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。

- 有価証券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変動があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

上場投資信託証券は市場での売買高が少ない場合があります、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。

リスクの管理体制

運用委託先において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック
- 為替ヘッジ状況のモニター

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

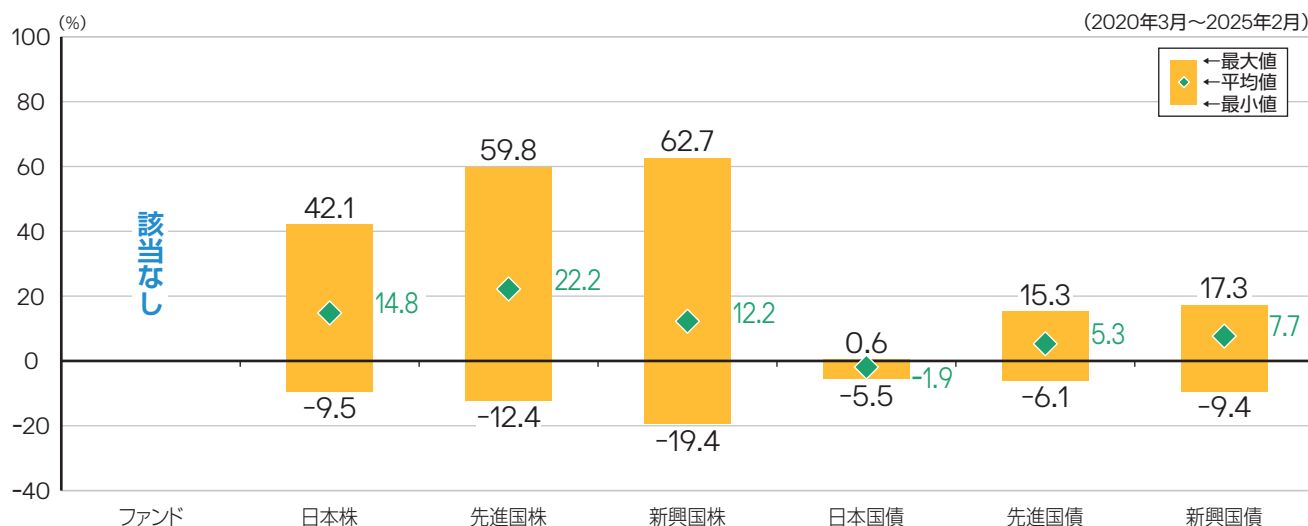
JPモルガン・グランド・アセット・アロケーション

<ファンドの分配金再投資基準価額/基準価額・年間騰落率の推移>

ファンドは2025年5月29日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2020年3月～2025年2月の5年間ににおける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



(ご注意)

- ファンドは2025年5月29日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2025年5月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、2025年5月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、2025年5月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間収益率の推移

ファンドの運用は、2025年5月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
ファンドにベンチマークはありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購 入 代 金	当初申込期間：2025年5月28日までに販売会社に購入代金をお支払いいただきます。 継続申込期間：販売会社が定める日までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	継続申込期間中、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、アメリカ合衆国の銀行、または英国の銀行のいずれかの休業日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年4月21日から2025年5月28日までとします。 継続申込期間：2025年5月29日から2026年8月27日までとします。 継続申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	ファンドに対し大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取り消しができることがあります。 ・ 有価証券取引市場における取引の停止 ・ 外国為替取引の停止 ・ その他やむを得ない事情
信 託 期 間	2025年5月29日から2045年5月29日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰 上 償 還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ 設定日から1年経過以降、ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・ やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年5月28日(休業日の場合は翌営業日)です。
収 益 分 配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。
課税関係	課税上の取扱い、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は2.2%(税抜2.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率1.2265%(税抜1.115%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。	
	(委託会社)	年率0.605%(税抜0.55%)* 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
	(販売会社)	年率0.605%(税抜0.55%) 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
	(受託会社)	年率0.0165%(税抜0.015%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
	*内、年率0.35%を、投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として運用委託先に、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日以降に支払います。ただし、マザーファンドが償還する場合は、償還日の翌営業日以降に支払うものとします。 委託会社の受ける報酬から、委託会社の関係会社が運用する上場投資信託証券の運用報酬および通常かかる費用と委託会社がみなして計算した額を控除した額とします。ただし、控除額の上限は、委託会社に配分される信託報酬の額とします。	

その他の費用・手数料

- 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
 - ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用
 - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
 - ・その他ファンドの運用上必要な費用
 (注)上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。
- ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち、ファンドの財務諸表の監査にかかる費用*、目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)は純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.11%(税抜0.10%))を乗じて得た額を信託財産に日々計上します。

*当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

【税金】

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1) 上記は、2025年2月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2) NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3) 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注4) 法人の場合は上記とは異なります。

(注5) 税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの運用は、2025年5月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。

[illegible]

